

令和7年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）議事録

■日時 令和7年9月18日（木）午前10時00分～午前11時23分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下部会長、飯泉委員、尾崎委員、玄委員、高橋委員、速水委員、水本委員

■議事内容

環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

「都営南田中団地建替事業」

⇒ 【大気汚染】【騒音・振動】【地盤】【地形・地質】【水循環】【生物・生態系】

【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】

及び【温室効果ガス】について審議を行い、【大気汚染 騒音・振動 共通】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和 7 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 4 回）
速記録

令和 7 年 9 月 18 日（木）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席いただき、ありがとうございます。

本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち8名の御出席をいたしております、定足数を満たしております。

これより、令和7年度第4回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 山下でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせします。本日の審議会の資料については、適宜画面に投影するほか、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じて御覧ください。

○山下部会長 ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「都営南田中団地建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第1の「都営南田中団地建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、資料1-1を御覧ください。

1 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの13項目です。

2 選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、土壤汚染、風環境の4項目です。

選定した評価項目について、委員からの御意見がございますので、後ほど御説明いたします。

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見は、4ページからの別紙のとおりとなります。
4ページを御覧ください。

1 意見書等の件数は、都民からの意見書が0件、周知地域区長からの意見は練馬区長の意見が1件で、合計1件でした。

2 周知地域区長からの意見を要約して説明いたします。

練馬区長からは、はじめに、区及び区民の意見、要望について十分に勘案し、最善の措置を講じられたい、環境に著しく影響を及ぼすおそれが生じたときは、予測、評価を改めて行い、丁寧に手続を進められたい、生活環境の整備について、特にぎわいの創出や道路、公園や緑地などについて、区の意向を確認し、綿密に協議されたい、との意見がございました。

また、全般的な事項として、工事期間中の苦情に対して真摯に対応されたい、地域の声を最大限に活かした建替計画となるよう配慮されたい、などの意見がございました。

環境影響評価項目に関する意見のうち、選定された項目として、大気汚染について、アスベスト建材について調査の上、適切かつ確実に処分されたい、反応二次生成物やその他大気汚染に係る項目、工事完了後の排出ガスについても予測事項の対象とされたい、などの意見がございました。

騒音・振動について、法令の基準に適合させるだけでなく、より環境改善に資するよう取り組まれたい、建設機械からの低周波音や工事完了後の自動車走行などによる騒音・振動についても予測事項の対象とされたい、などの意見がございました。

地盤について、地盤の変形の範囲及び変形の程度を予測事項の対象とされたい、との意見がございました。

水循環について、地下水の豊富な地域のため、地下水や湧水に影響を及ぼさないよう取り組まれたい、水との触れ合いを促進するプランを策定されたい、との意見がございました。

地形・地質について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に隣接しており、地面の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、土砂災害が発生した場合における安全確保のための対策を講じられたい、との意見がございました。

生物・生態系について、区域内の樹木の活力度調査を実施し、既存樹木を保全されたい、

陸上動物の状況調査にクモ類を追加されたい、計画地に河川が隣接しているため、水生生物の状況調査を実施されたい、との意見がございました。

日影について、設計を進めていく中で、日影の影響がさらに少なくなるよう検討されたい、との意見がございました。

電波障害について、電波障害が生じる場合には、速やかに情報を提供し、対策を講じられたい、との意見がございました。

景観について、法令の趣旨等を勘案し、可能な限り良好な景観を形成されたい、圧迫感の状況についても調査項目とされたい、との意見がございました。

史跡・文化財について、埋蔵文化財が確認された場合は、法令に基づき適切に対処されたい、との意見がございました。

自然との触れ合い活動の場について、自動車交通の発生に伴う利用経路に与える影響の程度を工事完了後の予測事項の対象とされたい、との意見がございました。

廃棄物について、工事中の廃棄物等について、再利用及び再資源化に努め、発生量の低減を図られたい、石綿含有廃棄物が排出される場合は、法令に基づき分別等を適切に行っていただきたい、との意見がございました。

温室効果ガスについて、練馬区環境基本計画に基づき、温室効果ガスの排出を抑制されたい、一次エネルギー消費量の削減や工事完了後の啓発活動の有無等についても評価事項とされたい、との意見がございました。

選定されなかった項目として、悪臭について、建設作業により悪臭の発生が懸念されるため、環境影響評価項目に追加されたい、との意見がございました。

水質汚濁について、区内の下水道は合流下水道のため、大量の降雨が発生した際に公共下水道の一部が河川に放流されることが予測されること、一部項目について地下水の環境基準を超過していることから、環境影響評価項目に追加されたい、などの意見がございました。

土壤汚染について、計画地内で土壤汚染調査が確認されておらず、団地1階の店舗スペースについて履歴が不明であることから、環境影響評価項目に追加されたい、との意見がございました。

風環境について、建物の形状や配置によってはビル風の発生が懸念されること、棟数や配置も既存と異なることから、環境影響評価項目に追加されたい、通行の安全確保とともに、公園などの利用者が快適に過ごせるよう十分な風対策を講じられたい、との意見がご

ざいました。

また、その他の意見として、「練馬区環境基本計画2023」において、2030年度までに区内CO₂排出量を2013年度比46%削減する目標を掲げていることを記載してほしい、「光害対策ガイドライン」に基づき、地域特性に応じた照明環境となるよう検討されたい、との意見がございました。

それでは、3ページにお戻りください。

選定した環境影響評価の項目の委員からの御意見ですが、【大気汚染 騒音・振動 共通】について。

建設機械の稼働に伴う大気汚染及び騒音・振動について、各工区において影響が最大となる時点における最大値が出現する地点を含む範囲で予測するとしているが、本事業は団地内に居住者がいる中で約13年間の長期にわたって段階的に建替えを行う計画であり、配慮施設等が隣接している地点もあることから、適切に予測時点や予測地点等の設定を行うこと。

との御意見をいただきました。説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

選定した環境影響評価の項目において、大気汚染、騒音・振動について意見がありました。項目を御担当されています委員の皆様から補足の説明などをお願いいたします。

それでは、まず、大気汚染担当の速水委員、お願ひいたします。

○速水委員 これに関しては、通常であれば敷地境界で評価をすると思いますが、この場合は工区が工期によって移動して、それ以外の工区では居住者がいる状態で工事が行われるわけです。ですので、工区を敷地境界と考えるべきではないかと思って、この意見を出した次第です。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

続きまして、騒音・振動御担当の高橋委員から、補足説明をお願いいたします。

○高橋委員 騒音・振動を担当しております高橋です。

これは書かれているとおり、13年間の長期にわたって事業が行われるという計画です。

また、その間で工区自体も、事業の中であちこち飛び飛びの工区で工事が行われます。

そういうこともありますし、それから、配慮施設と書いてありますが、具体的には保育園とか医療施設、公園、石神井川両岸の緑地といった施設が周辺に点在しております。

ということで、騒音・振動の予測地点に関しては、それぞれの工期、あるいは、工区に応じて適切に予測地点を設定していただきたい。それから、予測時点、時間のほうに関しても、例えば同じ工期の中でも、まず既存の建物を解体して、それから新しい建物を造り出すというふうに、複数のピークが出る可能性がありますので、そういうことにも配慮して、予測時点についても適切に考慮していただきたいということで、これを提案させていただきました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

大気汚染に関する速水委員、騒音・振動に関する高橋委員から補足の説明をいただきました。

共通して、工期が長いことからピークの予測、評価について適切に行っていただきたいという御提案、承りました。

これ以外に御欠席の委員から事務局でコメントなどを預かっていますでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 事務局です。特にコメントはいただいてございません。

○山下部会長 分かりました。

それでは、委員方からただいまの説明について御意見などがございますでしょうか。

御発言をされる際には、最初にお名前をお願いいたします。

どうぞ挙手いただきまして、御自由に御発言ください。

(無し)

○山下部会長 それでは、特に御意見がないようですので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、10ページの資料1－2を御覧ください。

資料1－2は、環境影響評価調査計画書について、第1として部会での審議経過、第2として審議の結果、第3としてその他の事項を記載してございます。

それでは、「都営南田中団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和7年8月1日に「都営南田中団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては11ページに取りまとめております。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染 騒音・振動 共通】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、委員から御意見などがございますでしょうか。

○片谷会長 よろしいですか。

○山下部会長 片谷会長、お願いいいたします。

○片谷会長 今御説明いただいた調査計画書についての審議結果の話で、「変更が生じた場合は評価書案において対応すること」ということにはなっているのですが、要するに、「適切に時点や地点の設定を行うこと」ということを指摘しておりますので、評価書案が出てきてからチェックするという趣旨なのでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 そのとおりです。

○片谷会長 何か手戻りが発生するような気がしますが、その懸念はありませんか。

○石井アセスメント担当課長 大丈夫と考えております。

○片谷会長 私の経験ですと、特に予測地点とか時点を見直すような話が、評価書案が出てきてから見直すというのは、あまり望ましいことではない。要するに、方法をまた変更しなければいけないかもしれないという懸念がありますが、今までそういう例は結構あったのですか。

○石井アセスメント担当課長 そうですね。調査計画書の時点のところで、調査地点を増やすように等の見直す指示を出しまして、それを反映させた形で評価書案が出てきている例というのはございます。

○片谷会長 今、石井課長がおっしゃったように、要するに、計画書段階で修正案を出してもらった場合は何の問題もないと思いますが、評価書案が出てきて調査計画書の記載に何らかの修正を加えるというのは、手戻りを生じさせないという観点からは、避けられるなら避けたほうがいい話かなと思います。

今まで特にそういうことで問題は起きていない?

○石井アセスメント担当課長 そうですね。

○片谷会長 東京都が事業者ですので、そこはきちんと意思疎通できるという前提でおっしゃっていることだという理解でよろしいですか。

○石井アセスメント担当課長 はい。事前に意思疎通等々はさせていただいておりますので、見直し等々に関しても、きちんとやっていただくようにする予定でございます。

○片谷会長 分かりました。そこは事務局と事業者に相当する部局との間での意思疎通が十分に行われるから問題はないであろうという御判断であるという理解で、私はそれで了解しましたので、その意思疎通をきちんと進めていただくようにお願いしておきたいと思います。

これは事務局へのお願いです、事業者ではなくて。

○石井アセスメント担当課長 承知いたしました。

○山下部会長 片谷会長、ありがとうございます。

第一部会長の私からも、今の点、特に予測時点、地点の修正が求められており、それが予想されることから、事務局において適切に対応していただくと同時に、長い期間ですので、内容に大きな変更があったときにはまた適宜御対応いただきたいと思います。

○石井アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

○山下部会長 尾崎委員、何かございますか。

○尾崎委員 大丈夫です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに、オンラインで御出席の委員の方から御質問、御意見はございませんでしょうか。

(無し)

○山下部会長 ありがとうございます。

山下から失礼します。練馬区長からの丁寧な御意見もいただきました。本件が住宅地における団地の建替えという長い工期の計画であり、また、計画地が石神井川、石神井公園等に近接しているという本件工事の特性に鑑みて、環境保全、改善のための予測、評価に

努めていただくことはもちろんですが、苦情等への丁寧な対応をお願いしたいところでございます。

○石井アセスメント担当課長 ありがとうございます。事業者にも事務局から改めてお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに特に御意見がないようですので、ただいま説明いただいた内容で、次回の総会に報告いたします。

最後に、その他ですが、何かございますでしょうか。

(無し)

○山下部会長 それでは、特にございませんようですので、これをもちまして本日の第一部会を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前11時23分 閉会)